

# 福岡県公報

平成21年1月28日  
第 2 9 2 4 号

## 目 次

告 示 (第143号 - 第158号)

公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	1
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	.....	1
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	2
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	.....	2
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	6
公 告			
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	7
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	10
落札者等の公示	(警察本部会計課)	.....	12
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(県民文化スポーツ課)	.....	12

平成20年度種苗生産事業者講習会の開催	(林業振興課)	.....	12
公安委員会			
交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	.....	13

## 告 示

福岡県告示第143号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（1級基準点測量、1級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市内一円	平成21年1月19日から 平成21年3月31日まで

福岡県告示第144号

解散した清算法人久保土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
原 田 和 彦	京都府みやこ町勝山大久保1936番地
佐井川 勇	" " 勝山松田3385番地
今 地 稔	" " 勝山大久保1810番地 2

吉 武 文 治	京都郡みやこ町勝山大久保2070番地
久 松 明	" " " 2088番地 2
元 松 博 裕	" " " 1846番地
吉 竹 貞次郎	" " 勝山松田3358番地
梅 本 正	" " " 3410番地
加 来 九州男	" " 勝山大久保1890番地

## 福岡県告示第145号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除予定保安林の所在場所  
前原市大字川原字奥園128の17・128の25・128の27・128の30・128の31・128の36・128の38・字山神991の3（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳 川	諸 富 西 島 線	大川市大字道海島274番先から 大川市大字道海島101番先まで

## 福岡県告示第147号

大和干拓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年 1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 退任理事

氏 名	住 所
田 尻 俊 信	柳川市大和町大坪1番地

## 福岡県告示第148号

大善寺南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年 1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

## 退任理事

氏 名	住 所
諸 藤 権 次	久留米市大善寺町夜明1233番地

## 福岡県告示第149号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市寺福童

字橋ヶ元727 - 6、728 - 4、728 - 5、730 - 6及び730 - 7

## 2 開発許可を受けた者の所在地及び氏名

小郡市三沢79番地2

熊手 基貴

福岡県告示第150号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 解除予定保安林の所在場所

八女郡星野村字丸野15049の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第151号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 起業者の名称

古賀市

## 2 事業の種類

歴史公園（仮称）整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

福岡県古賀市美明二丁目地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である古賀市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成20年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、古賀市が同市美明二丁目地内において、九州で最初に設置されたミヤケである糟屋屯倉の候補地として学術上重要な遺跡である鹿部田淵遺跡を歴史公園として整備するものである。

古賀市は、福岡市と北九州市の間に位置するという立地条件に加え、JR鹿児島本線並びに一般国道3号、一般国道495号及び古賀インターチェンジで接続された九州縦貫自動車道などの主要幹線が市内を貫通する優れた交通利便性を有していることなどから、福岡都市圏における衛星都市として県下有数の工業集積地となっているとともに、近年、著しい市街地化が進んでいる。

市の北西部に位置する鹿部地区においては、土地区画整理事業が行われ、新たに美明団地が整備されているところである。

このような状況の中、古賀市においては、鹿部地区を新たな交通・交流の拠点と位置づけ、平成19年から4か年計画で鹿部地区の都市再生整備計画を推進している。当該計画の主な目標には、JR新駅の設置及び同駅へのアクセス道路の整備によ

る交通網の整備、特色ある公園の整備、計画的な宅地造成による住環境の向上などが挙げられており、本件事業も当該計画の一角を担うものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、地域に密着した歴史的な文化遺産が適切に保存され、学校教育の教材、日常的な憩いの場、地域活動の拠点等として多方面に活用できるとともに、市民の郷土への愛着心を醸成するなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられず、また、本件事業に係る起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地となっているものの、既に調査を終えており、福岡県教育委員会から起業地への編入について支障ないとの意見を得ていることなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、鹿部田淵遺跡が存する土地の区域のうち、保存を必要とする官衛的大型建物群の主要な遺跡を含んだ本件事業の施行に必要な最小限の範囲とする案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、本件事業は平成19年から推進している鹿部地区の都市再生整備計画に基づくものであること、学術的にも重要な鹿部田淵遺跡の保存が必要であることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足す

るものと判断される。

以上により、古賀市から申請のあった歴史公園（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所  
古賀市役所（サンフレアこが課）

福岡県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	町川原福岡線	糟屋郡新宮町大字三代610番7先から 糟屋郡新宮町大字三代618番9先まで

福岡県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

福岡県道	小竹線	前	糟屋郡新宮町大字上府1061番1先から 糟屋郡新宮町大字上府1270番3先まで	16.0 ~ 35.0	287.0
		前	糟屋郡新宮町大字上府1061番1先から 糟屋郡新宮町大字上府1270番3先まで	11.0 ~ 11.5	315.0
		後	糟屋郡新宮町大字上府1061番1先から 糟屋郡新宮町大字上府1270番3先まで	16.0 ~ 35.0	287.0
		後	糟屋郡新宮町大字上府1061番1先から 糟屋郡新宮町大字上府1270番3先まで	11.0 ~ 11.5	303.0

福岡県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	吉井久留米線 自転車道	前	久留米市太郎原町391番1先から 久留米市太郎原町300番34先まで	5.0 ~ 5.0	250.0

			後	久留米市太郎原町391番1先から 久留米市太郎原町300番34先まで	5.0 ~ 5.0	246.0
--	--	--	---	---------------------------------------	-----------------	-------

福岡県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井久留米線 自転車道	久留米市太郎原町391番1先から 久留米市太郎原町300番34先まで

福岡県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

直方	県道	直水方巻線	前	直方市大字下境4233・4234番合併4先から 直方市大字下境1960番2先まで	8.0 ～ 30.0	391.0
			前	直方市大字下境4182番11先から 直方市大字下境1960番2先まで	15.0 ～ 30.5	438.0
			後	直方市大字下境4233・4234番合併4先から 直方市大字下境1960番2先まで	8.0 ～ 30.0	391.0
			後	直方市大字下境4182番11先から 直方市大字下境1960番2先まで	15.0 ～ 30.5	438.0
直方	県道	直鞍方手線	前	直方市大字下新入1821番5先から 鞍手郡鞍手町大字中山715番1先まで	16.8 ～ 35.4	1,065.0
			後	直方市大字下新入1821番5先から 鞍手郡鞍手町大字中山715番1先まで	16.8 ～ 35.4	1,065.0
直方	県道	夏直吉方線	前	直方市大字下境1910番4先から 直方市大字下境1960番9先まで	15.4 ～ 26.5	181.0
			後	直方市大字下境1910番4先から 直方市大字下境1960番9先まで	22.0 ～ 27.5	181.0

## 福岡県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年1月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方線 宗像線	鞍手郡鞍手町大字中山108番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山138番4先まで
直方	直水方巻線	直方市大字下境1940番2先から 直方市大字下境1943番3先まで
直方	直鞍方手線	直方市大字上新入1876番2先から 直方市大字上新入2006番1先まで
直方	直鞍方手線	鞍手郡鞍手町大字中山134番15先から 鞍手郡鞍手町大字中山715番1先まで

## 福岡県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
直方	県道	田川線 直方	前	直方市溝堀2丁目 4618番6先から 直方市新町1丁目 464番8先まで	9.6 ～ 33.0	657.0	

			後	直方市溝堀2丁目 4618番6先から 直方市新町1丁目 464番8先まで	9.5 ～ 35.0	666.0	
直方	県道	勝野線	前	直方市溝堀2丁目 4594番1先から 直方市溝堀1丁目 4679番1先まで	21.0 ～ 30.0	482.0	
			後	直方市溝堀2丁目 4594番1先から 直方市溝堀1丁目 4679番1先まで	21.0 ～ 30.0	482.0	
			後	直方市溝堀2丁目 4594番1先から 直方市溝堀1丁目 4679番1先まで	9.0 ～ 31.0	554.0	うち県道 田川直方 線重用延 長 405.0 メートル

## 公 告

### 公告

下記業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 委託業務の名称

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| ア 違法駐車車両移動（福岡地区）業務委託             | （契約番号） |
| イ 違法駐車車両移動（北九州地区）業務委託            | （契約番号） |
| ウ 違法駐車車両移動（筑豊地区）業務委託             | （契約番号） |
| エ 違法駐車車両移動（筑後地区）業務委託             | （契約番号） |
| オ 違法駐車車両保管（福岡県中央警察署及び同博多警察署）業務委託 | （契約番号） |

##### (2) 委託業務の内容

入札説明書による。

##### (3) 委託業務期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間

##### (4) 委託業務場所

福岡県警察本部駐車対策課が指定する場所

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年2月17日現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」（サービス業種、その他）に登録されている者で、等級「AA、A、B」に格付けされている者（中分類は問わない。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1

項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者。
- (6) 法人格を有すること。
- (7) 車両移動保管関係事務を適正かつ確実にを行うために必要な組織及び能力を有する法人。
- (8) 入札参加資格確認時において、役員に道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれかに該当する者のない法人。
- (9) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

#### 4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

#### 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

#### 6 入札説明書の交付

##### (1) 期間等

平成21年1月28日（水）から平成21年2月6日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

##### (2) 場所

4の部局とする。

#### 7 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記期限までに入札説明書内に記載されてある提出書類等を、4の部局まで提出し競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出期限 平成21年2月10日（火） 午後3時00分  
期限までに前記(1)の提出書類等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認

められた者は、入札に参加できない。

- (3) 競争入札参加資格の確認結果は、平成21年2月13日（金）午後3時00分から午後5時30分までに4の部局に受け取りにこなければならない。

#### 8 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日の前日までにおいて次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、特別清算開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

#### 9 入札説明会の開催

##### (1) 日時

平成21年2月4日（水）午前11時00分

##### (2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 視聴覚室（地下1階西側）

##### (3) 参加申込方法

平成21年2月2日（月）午後6時00分までに4の部局まで電話での申込み

#### 10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 11 入札書の提出場所及び提出期限

##### (1) 提出場所

4の部局とする。

##### (2) 提出期限

平成21年2月17日（火）午後6時00分

##### (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）行う。

#### 12 開札の場所及び日時

##### (1) 場所



〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室 (地下1階北側)

(2) 日付

平成21年2月18日(水)

(3) 時間

ア 契約番号 午前10時00分

イ 契約番号 午前10時20分

ウ 契約番号 午前10時40分

エ 契約番号 午前11時00分

オ 契約番号 午前11時20分

(4) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
セキュリティロック 5,432本
- (2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成21年3月31日（火）
- (4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課及び契約担当者が指定する場所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年2月10日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A
01	02	事務機器	AA、A
05	01	電気器具	AA、A
05	02	電気通信機器	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
  - イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

## 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

## 5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成21年1月28日（水）から平成21年2月6日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

- (4) 提出方法  
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知  
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付  
(1) 期間等  
平成21年1月28日（水）から平成21年2月6日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで  
(2) 場所  
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限  
(1) 提出場所  
4の部局とする。  
(2) 受領期限  
平成21年2月10日（火）午後6時00分  
(3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時  
(1) 場所  
福岡県警察本部入札室（地下1階）  
(2) 日時  
平成21年2月12日（木）午前10時00分
- 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

### 13 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税5%を含む。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（消費税及び地方消費税5%を含む。）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

#### (1) 金額の記載がない入札

#### (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 落札に係る特定役務の名称

指紋自動識別システム装置賃貸借契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

平成20年11月18日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

NECリース株式会社九州支社

## (2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

276,255,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成20年10月8日

## 公告

福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見募集期間

平成21年1月21日から平成21年2月19日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県新社会推進部県民文化スポーツ課に備え置きます。

## 公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成20年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

平成21年1月28日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成21年2月19日（木曜日） 午前10時～午後5時	久留米市山本町豊田1438番2号 福岡県森林林業技術センター研修室

#### 2 受講資格者並びに講習科目及び時間

##### (1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

##### (2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令	午前10時～正午
種苗の産地及び系統に関する事項	午後1時～午後3時
種苗の生産技術に関する事項	午後3時～午後5時

#### 3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、講習会の開催日の10日前までに、受講申込書（用紙は、福岡県農林水産部林業振興課又は県の各農林事務所で作成する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて提出すること。

#### 4 申込書の提出場所及び問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県農林水産部林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092 - 643 - 3549
福岡農林事務所林務課	福岡市中央区赤坂1丁目8番8号	092 - 735 - 6137

朝倉農林事務所林務課	朝倉市甘木2014番地1	0942 - 22 - 2731
八幡農林事務所林務課	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号	093 - 601 - 5567
飯塚農林事務所林務課	飯塚市新立岩8番1号	0948 - 23 - 4146
筑後農林事務所林務課	筑後市大字和泉字九郎地山606番地の1	0942 - 52 - 5188
行橋農林事務所林務課	行橋市中央1丁目2番1号	0930 - 23 - 0387

#### 5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

### 公安委員会

#### 福岡県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年1月28日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県久留米警察署の部大善寺交番の項中「大善寺町夜明1058番地6」を「大善寺町宮本1443番地1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



訂正部会第100号用紙を推奨しています